

京都総合法律事務所メールマガジン 2023年7月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

7/25 に開催された WBC&WBO スーパーバンタム級王者統一戦、新王者の井上尚弥選手のスピード・テクニック・パワー、全てが圧巻でしたね。真の強さはまだまだ先にあるそうです。

当事務所の労務チームリーダーである伊山正和弁護士の新刊、好評発売中です。

ポイント解決！そこが知りたい労務相談

30の悩みをずばり解決！（経営書院）

1日1つずつ読めば30日でイカンジの労務担当になれると思います。

私の労務能力もワンランクアップしました！

★書籍の見どころ★

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして30の具体的な質問にQ&A形式で解説

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F

それでは、今月のメルマガを始めます。このメルマガは無断転送大歓迎です！

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】セミナー情報
- 【4】ニュースレター案内
- 【5】編集後記

【1】皆様への情報提供

★京都総合法律事務所主催セミナー★

【2023年8月3日（木）15時～16時・オンライン】

テーマ：No.1表示などランキング広告のルール・禁止行為

担当：弁護士 野崎隆史

会場：オンライン（Zoom）

参加費：無料

申込先：<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【2023年8月23日（水）15時～16時30分・リアル】

テーマ：あらゆることが“ハラスメント”だとされる!?

ハラスメントハラスメント対策セミナー

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

申込先：<https://kyotosogo-law.com/inform/>

◆労務◆

【令和5年7月20日最高裁判例（名古屋自動車学校事件）の解説動画】

同一労働同一賃金（均衡均等待遇）について注目の最高裁判例ができました。

伊山弁護士による素晴らしくわかりやすい解説を聴けば理解が深まります。

https://www.youtube.com/watch?v=NvU_3lEmCuM

【社内情報を私的目的で保存した行為に対する懲戒解雇の有効性】

退職が決まった従業員が、会社内システム上に保存されていたデータファイル等を個人アカウント領域にアップロードしたケースについて、過去の処分歴等がなく、会社に損害も生じなかったにもかかわらず懲戒解雇が認められた裁判例について、弁護士竹内まいが解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=1035>

【払っていたはずの残業代が未払いになる?!】

残業代の支払い方法に「工夫」している場合こそ要注意です。

こんな「工夫」に心当たりありませんか。

- ・管理職に残業代を支払わない
- ・「〇〇手当」として固定額で残業代を支払っている
- ・出退勤を従業員任せにしている

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=1008>

【ハラスメント対応】

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

「ハラスメントを受けています！」そのとき会社がやるべきこと、やってはいけないことを伊山弁護士が解説しました。

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

【弁護士リチャードソンのツイート】

弁護士リチャードソンこと伊山弁護士のツイートの中から、私がピックアップした要注意ツイートを3つご紹介します。

https://twitter.com/richaso_law

<同一労働同一賃金（均衡均等待遇）>

最判 R5.7.20 の要点

- ①給料の均衡は性質・目的をふまえて判断
- ②正社員の基本給は職務給・職能給両面ありそう
- ③嘱託職員の基本給は職務給的で性質・目的が違いそう
- ④高裁がここを全然検討していないから、よくわからん
- ⑤あと労使交渉も「結果」だけでなく「経緯」も考えるべき

最高裁「やり直し！」

<在宅勤務>

在宅勤務はなんとなく恩恵っぽいイメージを持たれがちですが、要は勤務場所を自宅と定めているものなので、最初からそれを前提として雇っていると、自宅以外の場所は勤務場所ではないのです。業務の必要なく「お前は俺を怒らせた。明日から入社せよ」などと当然にはできんです(東京地判 R4.11.16)。

<有期契約と更新の合理的期待>

更新上限のある有期契約は、来年4月1日締結・更新分から労働条件通知書等でハッキリ書いておくことが必要となります。「めんどくせ」って話ですが、契約当初から更新上限を明示すれば、それを超えての更新の合理的期待が否定される傾向にありますので、ちゃんとやらなきゃです(東京高判 R4.9.14 など)。

◆AI◆

【AI と知財関連概要】

内閣府知的財産戦略推進事務局が「『知的財産推進計画 2023』について」を公表しました。

https://www8.cao.go.jp/cstp/ai/ai_senryaku/3kai/chizai2023.pdf

<ChatPDF による要約>

この PDF は、AI 技術の進展に伴い、知的財産活動における課題や懸念が生じていることを踏まえ、AI と知的財産に関する検討が行われていることを紹介しています。具体的

には、生成 AI と著作権、学習済みモデルの利用、創作的寄与の程度に関する考え方等が整理され、著作権侵害リスク等に対応するための方策が検討されています。また、AI 技術の進展を踏まえた発明の保護の在り方等についても検討が行われています。知的財産推進計画 2023 においては、AI 技術の進展と知的財産活動への影響、生成 AI 時代における知財の在り方等が重要な課題とされ、対応策が検討されています。

【AI と著作権の関係等】

文化審議会著作権分科会が「AI と著作権の関係等について」を公表しました。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/68/pdf/93906201_09.pdf

<ChatPDF による要約>

この PDF は、AI 開発における著作権法に関する情報をまとめたものです。AI 開発において著作物を利用する場合、著作権者の許諾が必要ない場合があることや、生成した画像等を公表する場合には著作権侵害になる可能性があることが述べられています。

◆コーポレートガバナンス◆

【ビッグモーター】

大炎上しているビッグモーター。第三者委員会による調査報告書はこちらにアップされています。

<https://www.bigmotor.co.jp/pdf/research-report.pdf>

調査報告書で提言されている再発防止策は次のとおりです。

- ①適切な営業目標の設定
- ②内部統制体制の整備
 - ・取締役会機能の十全化
 - ・現業部門における牽制機能の強化
 - ・危機管理体制の整備
 - ・経営陣におけるコンプライアンスの徹底
- ③懲戒処分の運用の適正化
- ④現場の声を拾い上げるための努力

- ・現場巡回の際の個別面談
- ・内部通報制度の整備

⑤従業員教育の強化

私が社外監査役を務める自動車販売会社では決してこのようなことが生じぬよう、社外監査役としての職責をかけて対応する所存です。

【個人情報保護】

個人情報保護委員会が中国の個人情報保護法の仮訳を公表しました。中国のマーケットをターゲットにする際には必ず目を通しておきましょう。

https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_china/#law

【社外取締役向けケーススタディ集】

経産省が、社外取締役向け研修・トレーニングのための有益な資料を HP にアップしました。私も役員を務める会社や顧問先等に共有し、トレーニングに活用します。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/06/20230630011/20230630011.html>

【人権 DD】

人権への負の影響の特定・評価方針の策定方法の復習をしましょう。

企業が関与又は関与し得る人権侵害リスクの特定・評価を行うため、自社・グループ会社、サプライヤー等における人権侵害リスクを確認し、確認された人権侵害リスクの評価を行います。

人権 DD の流れは次のとおりです。

次の3ステップを実施

↓

人権侵害リスクの防止・軽減、取組の実効性の評価

↓

人権 DD のプロセスを開示

<ステップ①：リスクが重大な事業領域を特定>

セクター（事業分野）、製品・サービス、地域、個別企業の視点から、どのような人権侵害リスクが発生しやすいとされているか等を確認

<ステップ②：負の影響（人権侵害リスク）の発生過程の特定>

ステップ①で特定されたリスクが重大な事業領域から優先し、

(i)人権侵害リスクを確認

(ii)確認された人権侵害リスクについて、その状況や原因を確認

<ステップ③ 負の影響（人権侵害リスク）と企業の関わりの評価及び優先順位付け>

ステップ②で確認された人権侵害リスクと自社の関わりを評価し、直ちに対処することが難しい場合は対応の優先順位付けを行う。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230404002/20230404002-1.pdf>

◆知的財産◆

【著作権侵害】

著作権法が保護するのは「表現」であり「アイデア」ではありません。しかし、「表現」は「アイデア」を具体化したものです。保護される「表現」と保護されない「アイデア」との境界はどこになるのか。このテーマについて、参考となる高裁レベルの裁判例（金魚電話ボックス事件）を弁護士小山田桃々子が解説しました。

<https://kyotosogo-law.com/post-4855/>

◆広告規制◆

【ステルスマーケティング】

社会問題化しているステマ対策として、景品表示法 5 条 3 号の指定告示が追加され（内閣府告示 19 号）、2023 年 10 月 1 日からステマ表示が規制対象となります。

告示では、ステマ表示を「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」とし、「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められるもの」と定義しています。

これらの定義を補足するものとして運用基準があります。このうち、「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示」についての考慮要素として次のようなものが挙げられています。

- ・ 第三者と事業者との間で表示内容について情報のやり取りが直接又は間接的に一切行われていないか
- ・ 事業者から第三者に対し、表示内容に関する依頼や指示があるか
- ・ 第三者の表示の前後において、事業者が第三者の表示内容に対して対価を既に提供しているか
- ・ 過去に対価を提供した関係性がどの程度続いていたのか、あるいは今後提供することが決まっているか
- ・ 今後対価を提供する関係性がどの程度続くのか
- ・ 表示の対象となった商品又は役務の特性等（例えば、特定の季節のみに販売数量が増える商品であるか。）

また、「一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であるかどうかについて、一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっている場合として、

- ・ 「広告」、「宣伝」、「プロモーション」、「PR」といった文言による表示を行う場合（ただし、これらの文言を使用していたとしても、表示内容全体から一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっていると認められない場合は規制対象となるため、これらの文言があれば大丈夫というものではないことに注意が必要）。
- ・ 「A社から商品の提供を受けて投稿している」といったような文章による表示を行う場合

が挙げられています。

広告チェックは当事務所にお任せください。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【機能性表示食品に対する措置命令（優良誤認表示）】

2023年6月30日、機能性表示食品のサプリメントに対する措置命令が発出されました。機能性表示食品に対して科学的根拠が不十分であることを理由に措置命令を発出した初ケースです。

この事案では、DHA・EPAなどの成分を含むサプリについて、容器包装や自社のウェブサイトで「中性脂肪低下」といった機能性を表示し、販売していました。しかし、DHA・EPAの含有量が少ない等の問題が発覚しました。

本件を契機として消費者庁が機能性表示食品に係る届出資料の再検証を行っています。約90件が対象との報道があり、措置命令は拡大しそうです。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claim/s/#information

◆消費者契約◆

【最終確認画面】

インターネット等でサブスクの申込みを受けるに際し、最終確認画面が不十分ですと業務停止等の措置命令の対象となります。

今般、

- ①初回の販売価格を赤字で大きく「990円」と強調しながら、その表示に比べて著しく小さな文字で、分量・2回目以降の商品の販売価格・2回目以降の商品代金の支払時期・2回目以降の商品の引渡時期を注意書きし、しかも、注意書きの位置が、一見してわかりにくい罫線枠内のスクロールをしなければ確認することができない位置にあったこと
- ②「注文を確定する」ボタンの直上に「いつでも解約OK」などとピンク地に黒字で大きく表示しながら、実際は次回配送予定日の1週間以上前までに連絡しなければ解約できない仕組みになっていたこと

等により、業務停止の措置命令を受けた事案がありましたのでご紹介します。

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms203_230628_02.pdf

◆下請法◆

【価格転嫁サポート】

中小企業庁が、中小企業を巡る下請取引の適正化、適切に価格交渉・価格転嫁できる環境の整備のため「価格転嫁サポート窓口」を新設し、「価格交渉ハンドブック～価格転嫁の実現に向けた交渉準備～（初級編）」を公開しました。

価格転嫁ができた企業の多くが「原価を示した価格交渉」が有効と回答しました。効果的な価格交渉のためには、コスト増加分を定量的に把握し、原価を割り出して提示することが有益なようです。

資料の最終ページには「価格交渉で使えるテクニック」としてチェックポイントが示されていますので、ぜひご活用ください。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/07/20230710003/20230710003-1.pdf>

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行うという信念のもと、サービス内容を可視化し、明確にしました。

- ・それぞれが専門分野を持ったパートナー弁護士全員が企業活動を総合的かつ多角的にサポート
- ・案件に応じて適切な弁護士がアサインすることで全ての案件にベストな解決をご提案
- ・サポートする弁護士が増えても月額料金は同じ

という特長を備え、予防法務はもちろん戦略法務の観点からも幅広くご利用いただいています。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者が、ビジネスを制します。体裁を整えるだけでは不十分です。

私たちは、皆様の業務の実情と照らし合わせてスムーズに機能するかどうかまでチェックし、チェックした弁護士がアフターフォローを担当します。

対応件数に応じて、ライト・スタンダード・プラスの3種類のサービスをご用意しています。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【ハラスメント外部通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口業務を承っており、実績としては、上場企業、大学、病院等があります。

ハラスメント外部通報窓口業務の実施ステップは次のとおりです。

- ① 「ハラスメント外部通報窓口」として、当事務所の連絡先を社内にて周知
- ② 通報があった場合、貴社ご担当者様にご報告（通報者の意向があれば匿名化処理を行います。）
- ③ ご担当者様と今後の対応についてお打ち合わせ
- ④ 関係者（通報者、対象者、目撃者等）へのヒアリングのサポート又は弁護士による直接対応
- ⑤ ヒアリングを踏まえた報告書の作成

窓口は即日開設することも可能です。

<https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/>

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

リスクチェックや代替表現まで、広告チェック全般を承ります。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【カスハラ・クレームガード】

カスハラは企業を悩ます重大なトラブルの一つであり、現場を疲弊させないためにも比較的早い段階から弁護士に相談し、対応窓口を弁護士とする準備を整えておくことは、効果的な対応策の一つです。

京都総合法律事務所では、「クレームガード」をご準備し、

- ① クレーム対策の要である「悪質クレームか否か」の判断を弁護士がサポート
- ② 担当者が弁護士に相談するための窓口の設置
- ③ 研修の実施
- ④ クレーム直接対応

を行います。

「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役には、

- ・企業戦略等の大きな方向性を示し、適切なリスクテイクを支える。
- ・内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを通じて企業不祥事等による企業価値の毀損を避ける。
- ・少数株主を始めとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる。

等の役割があり、これらを通じて、会社は、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。

御社の課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】セミナー情報

【2023年8月3日（木）15時～16時・オンライン】

テーマ：No.1表示などランキング広告のルール・禁止行為

担当：弁護士 野崎隆史

会場：オンライン（Zoom）

参加費：無料

申込先：<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【2023年8月23日（水）15時～16時30分・リアル】

テーマ：あらゆることが“ハラスメント”だとされる!?

ハラスメントハラスメント対策セミナー

担当：弁護士 伊山正和

会場：ホテルオークラ京都 5階 会議室

参加費：2000円（税込）

※顧問先様・各種サポートプランご契約の事務所様は無料です。

申込先：<https://kyotosogo-law.com/inform/>

【4】ニュースレター案内

News Letter vol.14 を発行しました。

- 特集 注意指導のイロハ 問題社員への注意指導は口頭ではなく、このような「書面」で行うことが必要不可欠です。（弁護士 伊山正和）

<https://kyotosogo-law.com/post-4460/>

【5】編集後記

2023年7月号、いかがでしたか？

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com